

世帯の主たる生計維持者の所得・収入状況表

記載例

様分

3年度減免用

下記の4項目の収入のうち、令和3年中の収入が令和2年分の収入と比較して30%以上減収の見込みとなる項目に記入してください

① 世帯の主たる生計維持者の令和2年中の合計所得金額が1,000万円以下である。

1,000万円を超えている場合は申請不可

② 世帯の主たる生計維持者に令和2年中に所得の種類が複数あった場合、令和3年中に30%以上収入減が見込まれる収入に対応する所得以外の所得合計が400万円以内である。

400万円を超えている場合は申請不可

③ 世帯の主たる生計維持者の、令和3年中に30%以上減収が見込まれる収入の種類、現状の収入額、その収入を得た期間、保険、損害賠償等による補填額

④ 世帯の主たる生計維持者の、③の収入に対応する令和2年分の収入額

各項目の①と④への記入で、令和3年中の連続した3か月以上の期間を記入し、④に該当期間での収入額を記入してください。

④には、保険、損害賠償等による補填額がある場合に、その額を記入して下さい。

記入した数値には、それぞれその額、又は月数を証明する書類をご用意ください。

令和3年中の収入予測額

④ 1-A	⑦ 給与収入			
	令和3年①	月④から⑤	月⑤	ヶ月分
	⑧		円	
	保険、損害賠償等による補填額 ⑨ 円			
2-A	⑦ 事業収入			
	令和3年①	月④から⑤	月⑤	ヶ月分
	⑧		円	
	保険、損害賠償等による補填額 ⑨ 円			
3-A	⑦ 不動産収入			
	令和3年①	2月④から⑤	5月⑤	4ヶ月分
	⑧	400,000円	円	
	保険、損害賠償等による補填額 ⑨ 100,000円			
4-A	⑦ 山林収入			
	令和3年①	2月④から⑤	5月⑤	4ヶ月分
	⑧	200,000円	円	
	保険、損害賠償等による補填額 ⑨ 50,000円			

令和2年分の収入額

⑤に、①から④までの稼働期間を月単位で記入して下さい。

2-B 給与収入

2-B 事業収入

3-B 不動産収入

4-B 山林収入

$$\frac{\text{⑧} \div 12 \text{ヶ月} \times \text{⑤}}{\text{令和3年分の稼働月数に合わせた令和2年分収入額}} = \text{② 円}$$

$$\frac{(\text{②} - (\text{⑨} + \text{⑩})) \div \text{②}}{\text{令和3年の給与収入が令和2年に比べて減少した割合(給与収入)}} = 1 \text{ ⑦}$$

⑤に、確定申告書の写し、源泉徴収票などから令和2年分の該当収入額を記入して下さい。

$$\frac{\text{⑧} \div 12 \text{ヶ月} \times \text{⑤}}{\text{令和3年分の稼働月数に合わせた令和2年分収入額}} = \text{② 円}$$

$$\frac{(\text{②} - (\text{⑨} + \text{⑩})) \div \text{②}}{\text{令和3年の給与収入が令和2年に比べて減少した割合(事業収入)}} = 2 \text{ ⑦}$$

例1

$$\frac{\text{⑧}3,000,000 \div 12 \text{ヶ月} \times \text{⑤}4 = \text{②}1,000,000 \text{円}}{\text{令和3年分の稼働月数に合わせた令和2年分収入額}} = \text{②}1,000,000 \text{円}$$

$$\frac{(\text{②}1,000,000 - (\text{⑨}400,000 + \text{⑩}100,000)) \div \text{②}1,000,000}{\text{令和3年の給与収入が令和2年に比べて減少した割合(不動産収入)}} = 3 \text{ ⑦}0.5$$

例2

$$\frac{\text{⑧}900,000 \div 12 \text{ヶ月} \times \text{⑤}4 = \text{②}300,000 \text{円}}{\text{令和3年分の稼働月数に合わせた令和2年分収入額}} = \text{②}300,000 \text{円}$$

$$\frac{(\text{②}300,000 - (\text{⑨}200,000 + \text{⑩}50,000)) \div \text{②}300,000}{\text{令和3年の給与収入が令和2年に比べて減少した割合(山林収入)}} = 4 \text{ ⑦}0.1667$$

⑤	1 給与収入	1 ⑦ × 100 =		%
	2 事業収入	2 ⑦ × 100 =		%
例1 該当する ⇒	3 不動産収入	3 ⑦ × 100 =	50	%
例2 非該当 ⇒	4 山林収入	4 ⑦ × 100 =	16.67	%

減少の割合が30%以上の項目に対応する所得の合計額、及び被保険者の属する世帯の、世帯主と被保険者全員の合計所得金額の合計が各々1円以上あれば減免される可能性があります。